

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士佐々木哲蔵、同後藤貞人の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、同第二点ないし第四点は、事実誤認ないしは単なる法令違反の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらぬ。

なお、上告趣意第一点にかんがみ職権をもつて判断するに、幫助罪は正犯の犯行を幫助することによつて成立するものであるから、成立すべき幫助罪の個数については、正犯の罪のそれに従つて決定されるものと解するのが相当である。原判決の是認する第一審判決によれば、被告人は、正犯らが二回にわたり覚せい剤を密輸入し、二個の覚せい剤取締法違反の罪を犯した際、覚せい剤の仕入資金にあてられることを知りながら、正犯の一人から渡された現金等を銀行保証小切手にかえて同人に交付し、もつて正犯らの右各犯行を幫助したというのであるから、たとえ被告人の幫助行為が一個であつても、二個の覚せい剤取締法違反幫助の罪が成立すると解すべきである。この点に関する原審の判断は、結論において相当である。

ところで、右のように幫助罪が数個成立する場合において、それらが刑法五四条一項にいう一個の行為によるものであるか否かについては、幫助犯における行為は幫助犯のした幫助行為そのものにほかならぬと解するのが相当であるから、幫助行為それ自体についてこれをみるべきである。本件における前示の事実関係のもとにおいては、被告人の幫助行為は一個と認められるから、たとえ正犯の罪が併合罪の関係にあつても、被告人の二個の覚せい剤取締法違反幫助の罪は観念的競合の関係にあると解すべきである。そうすると、原判決が右の二個の幫助罪を併合罪の関係にあるとしているのは、誤りであるといわなければならない。しかしながら、この違法は、いまだ刑訴法四一条により原判決を破棄しなければ著しく正義に反す

るものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年二月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	本	山		亨
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	口	正	孝